

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく告示（昭和五十八年四月一日法務省・自治省告示第一号）

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第二項の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務を管理する者として、北海道根室市長を指名する。

附 則

この告示は、昭和五十八年四月一日から施行する。